



部会等運営委員会規程

平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、組織規程（0103）第 3 条に規定された部会等運営委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議および運営する。

- (1) 年会，大会，シンポジウム等，費用収益を伴う事業に関する事項
- (2) 部会，連絡会等の運営に関する事項
- (3) 部会，連絡会等の設置・改廃にかかわる企画委員会への提案に関する事項
- (4) 国内外学術的会合等の主催・共催・協賛・後援等に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 部会等運営担当理事 2 名以上
 - (2) 部会，連絡会代表の委員
 - (3) 特別委員
- 2 委員会には委員長 1 名，副委員長 1 名と幹事 1 名をおく。
- 3 特別委員は、担当副会長の他，財務理事，企画理事とする。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため，幹事会をおくことができる。委員会の下には，小委員会，WG，タスクをおくことができる。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項の委員の任期は原則 2 年とし，再任をさまたげない。委員会メンバーが理事の場合は，職務としての任期とする。ただし，補欠または増員により委嘱された委員の任期および任期途中に交代した部会代表等の委員の任期は交代時から翌々年度末までとする。

(委員長)

第 6 条 委員長は部会等運営理事の中から会長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し，会務を総括する。
- 3 委員長は議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第11条 委員は、会長が委嘱する。

2 委員会に設置される小委員会、WG、およびタスクのメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第12条 委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の2分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

(代理者、委員以外の者の出席)

第13条 第3条の委員のうち、理事が委員の場合、この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

2 第3条の委員のうち、部会、連絡会代表の委員の場合、この委員の代わりに代表元の部会、連絡会から他の運営委員等を代理出席させることができる。

3 代理出席者は委員と同等の議決権を有する。

(委員および特別委員以外の者の出席)

第14条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(議事録)

第15条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載

して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 16 条 委員会の議決事項等は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 17 条 本規程の改定は、委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 平成 17 年 6 月 22 日 第 474 回理事会制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 19 年 11 月 27 日 第 491 回理事会承認
 - ② 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会承認
 - ③ 平成 22 年 11 月 30 日 第 513 回理事会承認
 - ④ 平成 25 年 6 月 4 日 第 16 回理事会承認
 - ⑤ 平成 25 年 6 月 21 日 第 1 回理事会承認
 - ⑥ 平成 26 年 8 月 8 日 第 1 回部会等運営委員会起案，平成 26 年 9 月 26 日 第 3 回理事会承認
 - ⑦ 平成 28 年 6 月 8 日 第 3 回部会等運営委員会起案，平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会承認

附則

- 1 平成 26 年 9 月 26 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 6 月 17 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。